

平成27年度第3回地域自立支援協議会議事録

いわき市保健福祉部

いわき市地域自立支援協議会議事録

会議名	平成27年度 第3回 いわき市地域自立支援協議会		
日時	平成27年12月24日(木) 14:00～16:10	場所	いわき市文化センター2階 中会議室(1)(2)
出席者	【項目】	【氏名】	【所属・職名】
	学識経験者	山本 佳子 関 晴朗	いわき明星大学教養学部地域教養学科 教授【副会長】 国立病院機構いわき病院院長
出席者	障がい者福祉団体	吉江 路子	いわき市盲人福祉協会
		森田 千鶴子	いわき市手をつなぐ育成会
	障がい者福祉施設等	古館 信義	いわき市身体障害者福祉協会会長
		石井 静子	いわき聴力障害者会副会長
		豊田 正勝	いわき市腎臓病患者友の会
		鈴木 繁生	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
		新妻 登	社会福祉法人いわき福音協会理事【会長】
		古川 敬	社会福祉法人育成会理事
	障がい者関係機関等	草野 滋章	社会福祉法人希望の杜福祉会常務理事
		瀬戸 良英	福島県立平養護学校校長
石澤 義夫		平公共職業安定所所長	
市民代表	星 美枝子	いわき障害者就業・生活支援センター センター長	
	佐藤 裕之	社会福祉法人社会福祉協議会生活支援課長	
いわき市役所	石井 キヌ	いわき市ボランティア連絡協議会	
	事務局	事務局	いわき市保健福祉部（次長）
		事務局	いわき市こども家庭課（課長）
		事務局	いわき市保健所地域保健課（精神保健係長）
		事務局	いわき市障がい福祉課（主幹、事業係）
		事務局	特定非営利活動法人 そよ風ネットいわき
		事務局	いわき市障害者生活介護センター
		事務局	相談支援事業所 ふくいん
		事務局	スペースけやき
		事務局	地域生活相談室 せんとらる
事務局		いわき地域療育センター	
事務局	ライフサポートセンター「ゆう・ゆう」		
事務局	相談支援事業所 えーる		
欠席者	学識経験者	田子 久夫	磐城済世会舞子浜病院名誉院長
	障がい者福祉団体等	根本 徳一	いわき市精神障害者家族会 ふれあい会会長

	<p>障がい者福祉施設等 松崎 有一 社会福祉法人誠心会理事長 障がい者関係機関等 齋藤 秀美 福島県立いわき養護学校長</p>
配布資料	<p>平成27年度第3回地域自立支援協議会次第 平成27年度第3回地域自立支援協議会資料</p> <p>資料1 障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日）に向けた対応について 資料2 保証人制度に係る課題について（地域移行支援部会） 資料3 基幹相談支援センター設置に向けた検討について 資料4 平成27年度市地域自立支援協議会における課題への提案に係る意見について 資料5 障害福祉サービスに係る条例等の改正（平成28年4月1日）について 資料6 いわき市発達支援システムについて</p> <p>（参考資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法施行3年後の見直し（案）～社会保障審議会障害者部会報告書～ ・ 福島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会施設部会いわき支部「平成27年度行政との事務担当者会議」関係資料

○ 平成27年度第3回地域自立支援協議会

I 開会

II 会長あいさつ

III 議事

議長 それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は報告事項が1件と協議事項が4件、それから、その他ということになっておりますので、次第に沿って進めていきたいと思います。まず、報告事項ですが、障害者差別解消法の施行についてということで、来年の4月に向けた対応について事務局から報告をお願いします。

事務局 (資料に基づいて説明)

議長 ありがとうございます。今事務局の方から説明がありましたが、これから市の方で対応要領の作成に取りかかるということです。皆様手元に資料があって読み込まれているかと思いますが、今の時点で何か質問、提案があればお願いします。委員の皆様いかがでしょうか。この後の流れは今説明があったように市の方で必要な記載事項を入れて、市で職員向け対応要領を作成して、次回の会議に原案ということで提案して頂いて、それに基づいて質疑応答など進めていければと思いますので、よろしくをお願いします。報告事項は以上で終わります。続いて、協議事項に入っていきたいと思います。(1)保証人制度に係る課題について、地域移行支援部会の担当の方をお願いします。

地域 移行 地域移行支援部会の保証人制度に係る課題についてということで、地域移行支援部会では今年度保証人制度について1番の重点的な課題として検討を行っている段階です。1回目の地域移行支援部会では、精神科病院のケースワーカーの方から、今まで様々な部会を立ち上げたけれども結局保証人制度について、検討で終わりという流れがずっとあって、検討だけで終わってしまっているという厳しい意見もずいぶん出されており、病院のケースワーカーさんからも行政を含め、関わっている方々で知恵を出し合って、いわき市独自の保証人制度を作るという気持ちでやってほしいというようなことを言われまして、そうした流れも踏まえ保証人制度を検討している段階です。地域移行

支援部会の方では、精神科病院に対して地域移行支援に対するアンケートを実施しまして、どこの病院からも短期で入院されている方はすぐに退院できるという話ですが、長期入院になればなるほど本人さんも高齢化、身内の方も高齢化しており、なかなか保証人になる人がいない、そうした状況で退院できない患者さんが複数いるという話ほどの病院からも出されました。公的な保証人協会があれば退院可能な患者さんはいますよと言われました。地域移行支援部会では保証人制度を行っている自治体等の事例を集めまして、秋田市のNPO法人、会津若松市のNPO法人、横浜市、三重県の伊賀市の社会福祉協議会、4つの事業の比較をまず行い、地域移行支援部会の参加者の中でグループワークをして、こんな保証制度があれば良いなと言うことで地域移行支援部会案ということで考えました。前回の地域移行支援部会の中で地域移行支援部会案について協議しましたが、これでは分かりにくいとか、全体会議の委員の皆様を理解してもらうのは難しいのではないかと、3月にきちんとしたものを出した方が良いのではないかとという意見もあったのですが、参加されている病院のケースワーカーさんから結局それではいつもと一緒で1年かけて検討して終わりではないかと話もありまして、全体会議の場に提案して、委員の方にこういった現状があり、地域移行支援部会ではこうしたことを考えていますということをお分かってもらえたら良いのではないかとということで未完成の部分ではありますが、提案させていただいたところです。2枚目ですが、こちらが地域移行支援部会で検討した各地域の主な保証機能制度で、4つの制度をピックアップしました。その中でNPO法人あきた結いネットについてですが、今年の4月から立ち上がり、ちょっと高いのですが、利用料金は入会金で10万円、生活保護を受けている方は3万円、利用料金は毎月5千円と言うような形でお金を取ったうえで、身元保証、保証人制度をやっており、利用要件としてはまずそういった方の話を聞く、社会福祉士がアセスメントを行ってその方のニーズを把握する、保証人制度を使うべきなのか、そうではないのかということをおきちんと把握したうえで、サービスに繋げるというような話でした。審査は基本的に無いのですが、最初、利用者の方の負担が大きいのではないかとという話もありましたが、10人以上の方が利用されているということで今後のNPO法人あ

きた結いネットの方にお聞きしたら、利用したいという方はまだいるということで、今後も増える予定だそうです。2つ目の横浜市の民間住宅安心事業は、まず物件が決定することが条件で、保証会社の承諾を得ないと活用されないということ、全員が該当するわけではないということで、保証会社の審査に通った人ではないとこの制度を活用できないということで、みんなが利用できるわけではないので、そういった問題があるのではないかとということでした。3つ目の会津北西部居住支援市民の会はNPO法人で、利用料金はかからないのですが、地域支援センター、ウィズピアというところがありまして、そちらの登録料を年間1,000円払えば、使えるということです。現在5人の保証人の方がいて、会員が106人、年間予算はたった32万円しかかからないということで、保証人の方はボランティアでやっている形です。この会は、もともと平成16年に始まった県の地域移行促進事業がいわき市と会津に委託されて行った事業がありますが、その中でこの保証人になっている方は実際に病院に入って、その方を退院させるための支援をしていたが、いざ退院させようという時に保証人がいないから退院できないという方がいて、その事実を目の当たりにして、これではいけないということで有志で立ち上げたと聞いております。だから予算も特に取っていないそうです。基本的にかかるのはウィズピア、支援センターに登録するお金のみで、ウィズピアに登録していただいて、きっちり支援を行うということでこの保証人の方に今まで迷惑が掛かったことはないということで、一応家賃をきっちり払える人という条件を出していますが、今のところ大きなトラブルはなく済んでいるそうです。4つ目が地域福祉あんしん保証事業ということで、こちらは伊賀市社会福祉協議会の事業ということでお話を聞きました。保証制度というよりは住宅居住支援連絡会を活用して、保証会社を利用したり、保証人がいなくても良いアパートを探したりするということで、保証制度というよりは保証制度がなくても使える、保証人制度がなくても他のサービスを組み合わせると使えるというようなことをやっているところなので、基本的には保証制度ではないそうです。3枚目に入りますが、こちらが地域移行支援部会案ということで、4つのところを参考にして作ったもので、事業内容としては他のところですと、全ての身元保証、金銭管理等をやっ

ているところがあるのですが、アパート入居時の保証人だけに絞って、利用料金としては、大体払えないというリスクも考えると家賃の1か月分くらい最初にいただいて、利用料は毎月2千円位いただければ良いのではないかと、グループワークをした中での話なので、何か特別な根拠があるということではありません。対象者は障がい者の方で、利用要件としては、結局保証制度を利用するうえで、金銭管理ができない人もいますので、そういった方のことも考えますと、社協さんやそよ風ネットさんが行っている金銭管理サービスを合わせて利用して支払ってもらえるようにする、日常生活支援は既存のサービスがいろいろありますのでそういったものを組み合わせる、火災保険だけではなくて、障がい者対象保険というものもあるようなのでそういったものに入ってもらう、精神障がいをお持ちの方には病状の悪化など必ず付きまとうので、そういった方は必ず医療機関に関わってもらう、訪問看護などのサービスも利用するなどです。その他どういった要件があれば良いのか、どういった希望があるかなど、いわき市とある程度委託といった形の方が良いのではないかと、またこうした制度に賛同してくれる賛助会員制度があったら良いのではないかという話が出ました。その他ということで、福島県居住支援協議会が立ち上がったと大々的に新聞にも取り上げられていましたが、実際には福島市と郡山市には居住支援協議会と一緒に、それを支援する団体ということでNPO法人などが居住支援協議会と一緒にあって、保証制度を進めていくということらしいのですが、今のところいわき市にはそういった支援する団体がないということで福島県の居住支援協議会は今のところいわき市では使えないということで実行されないところです。2つ目ですが、いわき市の住宅課では、居住支援協議会の設置については、既存の福島県居住支援協議会を活用するものとし、家賃債務保証制度については、一般財団法人高齢者住宅在団の事業であると整理しているということです。障がい福祉課の方に確認していただいたところ、住宅課ではこういった意見だそうです。他にも、社会福祉協議会は日常生活の見守りなどがあるので、いわきの社会福祉協議会でも見守り支援事業をやってほしいと意見もあったのですが、地域福祉推進事業で見守り支援を行っていたが、平成27年3月で終了しているとのこと。グループワークした中で、高齢者の

ような見守り相談員のようなものを障がい者でも実施してほしいとの意見がありました。高齢者に行っている見守り相談員の対象を障がい者まで拡充を検討しているという意見も聞かされたのですが、現時点で確定ではないということでした。包括支援センターで12月1日に保証人制度を立ち上げたという話ですが、これは障がい者の方にもどうなのかなという話もしたのですが、包括支援センターの中でもごく一部の高齢者を対象としているので、障がい者の方は該当しないという意見だそう。ただ障がい者の方が65歳以上になったときにはどうなるのかという話は聞いていないので、今後お聞きしたいと思います。地域移行支援部会ではこういった検討をして、実際にいわき市でできるかどうかは別にして、今までアンケートを取ってそれで終わっていたということがあったので、実際に現場の方の声を聞いてこういった保証機能、保証制度があれば、もっと施設から地域に出せる人がいるのではないかとということで検討してきました。今回、部会案を出ささせていただきました。全体会議の委員の皆さんにもいわき市ではこういった問題があつて、なかなか地域に移行出来ない人がいるということをお話いただければという思いで提案させていただきました。地域移行支援部会からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。今の説明いただきましたことについて、委員の皆さんの方からご意見、ご質問ありますか。

委 員 運営主体として想定しているのは何か話など出ましたか。いわき市の委託ということで考えていらっしゃるのか、他のところで運営主体がNPO法人であったりとか、社協さんであったりするのですが、いわき市で行う場合の運営主体というのはどこになるのか、教えていただきたいです。

地域 移行 いわき市で行うというか、いわき市で少しでもそういった委託金ではないですが、そういったもので協力していただければということで、いわき市が主体となって行うというような考えではないですが、ただ現状としてNPO法人も無い、保証制度をメインにやってくれるところも無いので、本当に検討の段階なので、地域移行支援部会としてもこういった形でやるのがベストか、答えは出ていない状況です。あと病院のケースワーカーさんから言われたのは、いわき市の方でも何かしら関わってもらわないと民間のNPO法人で立ち上げて保証制度をやる

言っても、後ろにいわき市がいるというのと民間だけでやっていますというのでは、安心感が違うというので、できれば少しでもいわき市に何かしら関わっていただきたいということは言っていました。

委員 なかなか部会の方でも大変なのかなとは思いますが。また国の方も財政が厳しい状況、いわき市の方も財政が厳しい状況の中で、例えばいわき市からの委託となると、いわき市も委託を認めてくれるかどうかと言うのもありますけれども、委託先の顔が見えないとなかなかそう言った話にもならないかと思しますので、やってくださるようなNPO法人であったりとか、社協さんと直接交渉をしたり、話を持ちかけて見たりということも今後必要になってくるのかなと感じました。部会だけでは本当にできないと思しますので、いろんなところに声をかけることが必要であると思いました。

議長 はい、ありがとうございます。その他ありませんか。これはNPO法人にこだわらずに、社会福祉法人がやっても別に差し支えはないのか、そういう調べ方は地域移行支援部会の方でしましたか。

地域移行 議長 普通に法人がやっても別に禁止事項ではないです。

議長 いっぱい法人がありますので、ぜひ手を上げていただければ進むのかなと思えます。その他、ご質問等ありませんか。前回も勝手に振りましたが、障がい者団体の方で会員さんの中からこんなことがあれば良いなという話など出たことはありますか。身体障がいの方はそうですし、精神障がいの方も知的障がいの方も、例えばこれから親御さんが高齢になって親御さんが亡くなった後に入所型もあるかもしれない、グループホームもあるかもしれないけれども、1人で生活するときにはやはり誰か保証人がいないと心配だなということもあるかもしれないですが、そういう話は各団体で出たようなことが、もしあれば教えていただきたいです。この後また3月まで地域移行支援部会で話し合いを進めるということで良いですか、次回第4回目の全体会議がありますので、できる、できないは別にしてこうあれば良いのかなということ煮詰めていただければ、話し合いの資料になってくると思しますので、よろしくお願ひします。事務局の方に振りますけれども、市の方でこのことについて、市が直接運営などは別にして、委託なども含めて内部で調整、

検討していることはありますか。

事 務 局

市の方では、保証制度の検討というところまでは至っておりません。基本的には、先ほど資料の中にもありましたとおり、市の住宅課の方で、現在、住宅マスタープランの改定作業をしまして、居住支援協議会として市の方に何か団体等をつくるということではなくて、方向性として既存の福島県居住支援協議会を活用して、その中で動いていきたいということの位置づけということと、家賃債務の保障については、一般財団法人高齢者住宅財団の事業を活用していくということになっております。一般財団法人高齢者住宅財団については、家賃保証制度の案内を見てもみますと、基本的に対象は高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の方で賃貸住宅に入居する際に、入居中の家賃債務を保証する、連帯保証人の役割を担うということで、入居の支援をしますというものでございます。高齢世帯については65歳以上の方、または要介護、要支援の認定を受けている方だと60歳未満の方でも可能、障がい者世帯については身体障がい1から6級、精神障がい1から3級、知的障がいを持つ方ということになっています。その中で保証料金が月額家賃の35%、原則入居者負担ということで契約時に一括して月額家賃の35%をいただきますよと、月額の家賃が10万円の場合は保証料3万5千円という形で、入居時負担でいただきますということになっています。市住宅課の方では県居住支援協議会と高齢者住宅財団の活用という形でマスタープランの方への位置づけを整理しているという状況でございます。

議 長

ありがとうございました。引き続き、障がい福祉課、住宅課は組織的に別になっていると思いますが、保証人制度のこともありますし、公営住宅のグループホーム利用化、それからグループホームの優先入居などいろいろ変わってきているので、ぜひ障がい福祉課と住宅課の方でいろいろ話し合っ、良いものを組織的に進めていっていただければと思います。7月20日の新聞ですけれども、全国賃貸住宅経営者協議協会連合会というのがあって、生活保護でも入居、家主団体が後押しという記事もいろいろ出てきていますので、障がい者、高齢者だけではなく、生活保護などもこれから問題になってくると思いますので、いろんな情報を取り入れて、いわき市の福祉を必要とする人たちに良い制度ができていただければありがたいかなと思

っています。また、国土交通省の通知において、その中でも自治体は先程の保証人のしくみを積極的に作りなさいと言うのが今年の7月あたりに自治体に対して出ているかと思しますので、ぜひ参考にしてもらいたいと思います。

委員 保証人制度ですがずっと地域移行支援部会の方で懸案事項だったのですが、基本的にまず基金が必要ではないかと考えております。それからもう1点は現実的な問題として市営住宅の法人保証がいまだに認められておりませんので、その辺を住宅課に認めてもらうような形でやっていただきたいです。今市営住宅が保証人は2人必要ですが、1人でも構わないというようなことを生活保護担当部署で伺っております。基金に関してですが、NPO法人の地域福祉ネットワークで本来やるべき問題だと思いますが、なかなか進まないものですから、例えば社協さんの社会福祉振興基金の一部を割愛して資金に充てるとか、そういうような方法は考えられなんでしょうか。まずは市営住宅の法人保証と言うことで、できれば障がい福祉課さんからあげてもらって、難しいとは思いますが、その辺社協さんのご意見を伺いたいです。

委員 保証制度はいろいろと問題になっているかと思いますが、まだ具体的には法人としても出ていないですが、今、〇〇委員から出たボランティア基金、社会福祉振興基金とありましたが、私どもの方ではボランティア基金ですが、ボランティア団体に対しての事業の助成なのですが、今までその部分は出たことがなかったので、そういう制度に活用できるかどうかは法人で検討していきたいと思います。

議長 ぜひ検討していただいて、別に決定ではなくては良いのですが、地域移行支援部会の方に何か情報等あれば、やり取りをしていただけるとありがたいと思います。

委員 地域移行支援部会の中でかなり揉んでいらっしゃると言うなかで、また部会も3月の全体会議の前にありますが、市の方から先程説明があった内容であったり、提案にも入っている内容があったりします。こういったものを部会の方にもきちんとお話をしていただいて、また社協さんにもご参加していただいて、部会で話を揉んでいただいてから決めていただくこともひとつかなと、たぶん部会さんの方でも参加要請をしておりますし、障がい福祉課も担当者はいると思います。ただ、担当者の方が

先程事務局から説明していただいたことをきちんとご理解していないような状況もあったりと言うことも見え隠れするものですから、部会の中にも下ろしてもらえるとより中身の濃い部会になって、さらに全体会議にも挙げてくるような流れができるのかなと思ったので、お話をさせていただきました。

議長 ありがとうございます。この会議もそうですし、部会もそうですし、必要に応じて、この人、この部署の人の話を聞きたいと言うときには事務局をお願いしてかまわないです。地域移行支援部会案の最後にある地域包括支援センターでの保証人制度立ち上げたが、ごく一部の高齢者のみを対象としている云々と言うことは、地域移行支援部会の方で例えば、ここの担当の方に来ていただいて、もともとこの制度はこうなって、このようになっていると言うことのお話を聞くとよりはっきりしてくるのかなと思います。住宅の方にも混ぜていただくといろんな話もできるかと思しますので、そんな進め方をしていくとだんだん煮詰まってくると思いますので、そんなこともぜひ進めていただきたいなと思います。事務局に質問ですが地域包括支援センターの保証人制度について情報はあるのですか。

事務局 まだ詳しくは把握しておりませんが、聞いた話では高齢者向けとして少し活動が始まったという話を承ったので、これについては情報収集して部会なり、あとは全体会議の方に情報提供していければと考えております。

議長 ありがとうございます。地域移行支援部会の方で連絡を取り合っているいろいろ分かった方が良いと思いますので、よろしくお願いします。私がいるのは平窪ですが、下平窪という地域があってそこで、高齢者の見守り隊というのがあって、今活動をやっています。ただし障がいの方までは、人数の関係があって目配りができない、しかしそこも頭にいれなくてはいけないという話でした。ただしこれは任意団体なので、そこに強制するのは難しいことですが、地域にそういうものがあるということを知ること大事だと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

委員 部会の方で検討されているとおり、精神科の中には社会的と言うことが叫ばれましたけれども、そういったことで住むところがまずないということが非常に問題になっている場合が多いのではないのかなと思いますので、是非どうにかなれば良いと

私個人的にも思っています。

議長 ありがとうございます。いろいろ情報が入ってくると思いますが、何か良い話があれば、部会に情報提供していただくとありがたいです。〇〇委員のいわき病院の方で重たい人たちがこれから地域に行くことも考えられると思いますが、そこでこの保証人という話が出たりするのですか。

委員 私どもの病院ですと、それよりもさらに重症で、なかなか1人でということが難しい方が多いです。そうすると親御さんなり、兄弟なりという問題が出てきます。当院の場合ですと、話は別ですが、ショートステイの受け入れは、このところ増えてきまして、月にだいたい1人か、2人は入っているという状況になっています。当院の児童指導員が出向いてニーズの掘り起こしに努めているところがありますので、こちらとしてもどんどん受けていきたいと思っております。保証人の問題は話題になったことがないので、なんとも言えませんが、ただ親御さんも高齢化している方が多いので兄弟などがあまりあてにならないということで、今後そういう問題も出てくる可能性もあるかと思えます。

議長 ありがとうございます。精神病院の精神障がいの方たちの地域移行の話はずっとしてきたのですが、これからはもしかしたら重たい障がいの方も地域の中に、ただその時に親御さんは高齢になっていて、兄弟を頼りにするのが難しい時に、やはり保証人のことが出てくるのかなということです。あと意見があれば、保証人制度のことについては一旦これで終了と言うことにしたいと思えます。次の議題に行きます（2）基幹相談支援センター設置に向けた検討について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 （資料に基づいて説明）

基幹相談支援センターについて、本日、〇〇委員が欠席だということで、事前に社会福祉法人〇〇内での意見を集約した資料を先程配布させていただいております。後ほど皆様の方で一読願えればと思います。

議長 お手元の資料で資料3ですね。検討事項、それから意見と言うことで1ページからずっとあるのですが、今日みなさんのご意見をそれぞれ出していただきたいのは後ろの方で基幹相談支援センター設置に伴い、検討を要する事項についてとあるかと

思います。今、事務局から説明いただいたことはその前の方の資料で述べられていると思いますのでそれを踏まえて、1番目から来ております（1）設置方法について、（2）業務内容についてと言うことで、みなさんの意見をお聞きしていきますのでお願いします。まず設置方法については、直営、委託の方法が考えられますということで、ア直営、イ委託ですが、委員のみなさんは、障がい当事者の方、サービス提供事業者の方、関連病院の方ということなので、基幹相談支援センターを利用したとしたら、利用する当事者としては設置方法については簡単にいうと直営と委託という形があるのですが、どちらがより望ましいのかなということをご意見、別に両方とも良いという場合はそういう意見でも良いです。

委員
議
委

員
長
員

設置方法にこだわりはありません。

ありがとうございました。

今、私の場合は45歳の長男が相談を受けているのですが、どちらとも言えないです。メリットはどちらにもあると思います。委託の場合は、利用者の実態をよく把握していることと、親も安心して話せる、行政の方に本音を申し上げるのは結構気を使います。親の気持ちなども考えるとどちらとも言えないのですが、私たちの仲間は利用者のことをよく毎日見てわかってくれる人方が良いという意見が結構多いです。

議
委
議
委

長
員
長
員

ありがとうございました。

委託か、直営かはとくに意見はありません。

ありがとうございました。

私たちが関係している難病相談センターというものがあるのですが、先日東北ブロックの会議の時に、福島以外は全て県の委託を受けて難病連自体が運営しているのですが、福島だけは難病連は関係していないので話に加われなかったのですが、難病連の相談センターとしては、予算規模的に人員配置するのは難しい、何か委託を受けてとか、それから業務が複雑になって、送迎から事務から全てこなすのは難しい、今後は、今までのとおりではいけないという問題も出てきましたということで、私はやはり直営が良いと思います。

議
委

長
員

ありがとうございました。

私の場合は視覚障がい者なので直接そういったものはないのですが、毎月病院に行って相談しているので、今一どちらとも

言えません。

議長　あまり相談のところに直接行かれることはないということですね。

委員　この頃はないです。ヘルパーさんに送ってもらって、今回はずっとつきっきりなのですが、一応習い事と言うか、そういう時にはそこに降ろしてもらって、また何時に迎えに来てもらうという、今のところ送迎だけです。体に何か異常があるということではなく、目が見えないということだけなので、相談に行くことは今のところないです。

議長　ありがとうございます。それぞれお話を聞きましたが、どちらでもないということもあるし、こちらでなくてはならないということもないけども、障がいがある子どものことをわかっていた方が良いということもあるし、経費、運営を考えた時に直営の方が良いと、いろいろ意見が出てきました。その他の団体の方々のご意見もお伺いしたいと思いますので、ご意見をいただければありがたいです。

委員　私個人としては直営でお願いしたいと思います。実態調査では単一法人委託と行政直営ということで、単一法人委託の方が多いかと思いますが、基幹相談支援センターの機能を考えたときに相談支援専門員からの相談対応であったり、ネットワーク作りであったり、研修の企画、特にスーパーバイズというところで公平性、公立性を保っているところ、スペシャリストがいるところということになりますと、市直営でお願いしたい。また、土日の運営も必要ですし、専従常勤で最低2名から3名必要になった場合に、単一法人に委託した場合、それだけ優秀な職員がこちらに取られてしまうと言う実態もあります。後から出てくるとは思いますが、今、〇〇委員の話もありましたが、一般的な相談については相談支援事業所であったり、お医者さんであったり、いろいろなところで、〇〇委員からもありましたけれども、相談支援専門員への計画相談であったり、一般的な相談はそういうところをお願いする。また各地区保健福祉センターが7カ所ありますから、そういうところをお願いする。ただ基幹相談支援センターとしてはそう言ったところに対してスーパーバイズする機能を持たせることが必要かと思えます。それからずっと話を聞いていまして、市の方では権利擁護・成年後見センターが立ち上がって、大分機能しているようです。

れども、機能が重なる部分がかなり出てきております。先ほど出た障害者差別解消地域支援協議会との重なる部分がありますので、この辺で一度、市の障がい福祉を見える化して、明確にして整理する必要があるのかと感じました。意見としては、直営でお願いします。

議
委

長
員

ありがとうございました。

設置の方法は直営がやはりベストだなと思います。何より中立公正ということが一番基本にしないといけないと思います。どこかの法人でと言うと、語弊があるのですが、そこに偏りがちになるというか、そういった考え方ですとか、内容が引きずられるという危険性があるのではないのかなと思います。サービス内容等々もそうですが、どこか特定のということとその心配がありますので、市が直営でやると全てそれが払拭されるということと、〇〇委員もおっしゃっていましたが、その他のいろんな機能との兼ね合いから言っても、どこかの法人が担うと、そのコーディネートや連絡調整ですとか、全てそこが担うとそれは相当大きな負担だろうと思います。そうすると人材から、お金から、全てそれをどうするのかと一から解決しないと進められないのであれば、やはり市が中心になって直接それを担うということがユーザーの皆様、我々事業者も一番安心感があって心配がないところではないかなと思います。

議

長

ありがとうございました。今、〇〇委員の方から言われて改めてこの次に出てくる業務内容、機能についてということも考えないと単に相談だけだと先程の話のように日常の相談とか、サービス利用の相談というやはりその人を一番分かっている人ということで選ぶとやはり委託が良いのかなと私も傾いてしまうのですが、そうではなくて基幹相談ということは役割が少し違うということを見ると今意見のあったことが大事なのかなと聞かせていただきました。もう少し聞かせてください。

委

員

先程からの論議で確かに、基幹相談支援センターという相談窓口と理解している方もいらっしゃると思いますが、あくまで委託相談及び計画相談の方のさらにスーパーバイズをするところで、どちらかといえば、私個人的には困難ケースですとか、例えば今現在計画を作る状況で精いっぱいの中で、中身まではとても点検できていない状況です。ですから、そういうもののチェックをしたり、それから総合的な調整をしたりというのは

やはり直営でないと難しい部分がありますし、それから1カ所の法人に委託すると言うのはかなり負担が大変だと、それをさらに分割して複数法人でまとめようとする各法人がそれぞれ、ばらばらになる可能性がございますので、ちょっと現実的でないと考えております。やはり直営が一番望ましいのではないかと考えております。

議長 ありがとうございます。飛ばすわけではないですが、障害者・就業生活支援センターで相談をやっている〇〇委員からすると一般相談とか、計画相談とかずっとやっているけども今検討している基幹相談支援センターと障害者・就業生活支援センターがどのように絡んでくるかわかりませんが、意見や質問があればお願いします。

委員 自立支援協議会運営会議の中でも委託相談事業所さんで検討を重ねているかと思えます。その中の参考意見として、資料にもありますが、相談は社会福祉法人〇〇の立場でも中立公正という立場から各委員のみなさんから出てきたようなご意見と同じで、まず市の直営で運営してはどうかというところがあります。後はしくみ、それぞれの関係性というところでは第2回目の全体会議の資料に基幹相談支援センターの役割、委託の役割、指定相談の役割などを現在検討で詰めている段階ですけれども、それぞれ役割の話し合いをしています。その中でのスーパーバイズ的な役割を担っていただきたいというのはもうすでに出ておりますので、そのところを揉んでいただき、より良い基幹相談支援センターになっていけば良いのかなと思っております。

議長 ありがとうございます。学校や職安の方だと基幹相談といっても結びつきが弱いかどうかかわからないのですが、意見を是非お願いします。

委員 業務内容、機能というところで権利擁護ですとか、虐待の防止などどちらかと言いますと、委託団体をお願いするよりは国の機関、行政機関そういうところの横の連携であるとか、そういうものの方が取りやすいのかなと思います。仮に事業所さんから虐待を受けました、差別を受けました、今ハローワークにもそういった相談が寄せられる時がございます。そういう時には、関係機関が連携を図りながら、解決をしていくということが必要、それよりもそういう知識をきっちりとしてスーパーバイザーが持って、それで相談事業所や各地区保健福祉センターとか、そ

ういうところに研修をするとか、そう言うことをしていかないと広まっていかないのではないかと思います。それを考えると委託方式では大分荷が重いように感じます。直営でやられた方が市の方でもそういう行政の積み重ね、知識の積み重ねなどあると思うので、私も直営でやっていただいた方がよろしいのかなと考えております。

議 長 員 ありがとうございます。〇〇委員何にかご意見ありますか。今のお話を聞いていてやはり連携など、あるいは今まで積み重ねてきたものなどを考えると市の方でやられたほうが良いのかなと私は聞いておりました。

議 長 ありがとうございます。設置方法については、それぞれご意見を出していただきました。ここで決まるわけでもなんでもありませんので、第4回目もありますので、それぞれの関係団体、運営会議等で揉んでいただきたいと思います。2番目の業務内容、それから(3)の機能の位置づけについて、それから設置場所は、これは場所的なものですのでちょっと置いて、2番、3番の業務内容(機能)についてのご意見等あれば、出していただきたいなと思います。

委 員 繰り返しになってしまいますが、業務内容については委託の一般相談や計画相談とは切り離して、もちろん困難事例、〇〇委員の方からお話がありましたけれども、困難事例については緊急的に対応して、後々一般相談なり計画相談に繋いでいく形があるかとは思いますが、基本的な委託相談、計画相談とは切り離して、スーパーバイズ機能を持たせた業務内容にしていきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。困難事例は解決に向けてだけではなくて、スーパーバイズ的な考え方をしていくという考え方ですよね。その他ないですか。設置場所については、1番目の設置方法との絡みが出てくるので、その辺りの絞り込みが進んだ時に検討しても良いのかなと思いますが、何かご意見ありますか。

委 員 直営といった手前ですが、やはり本庁舎がよろしいかと今のところ思います。先程出した権利擁護・成年後見センターであったり、業務内容位置づけのウのところ、行政が対応している相談機能との関わり、障がい者虐待防止センターなどは各地区保健福祉センターがあるのですけれども、やはり本庁舎にあ

ると高齢の部分とも、障がいの部分とも連携を取りやすいと言うところがありますので、本庁舎に置くのが良いかなと思います。

議 長

ありがとうございました。設置場所については、当然直営、委託の関連が出てくるので、〇〇委員から直営だったら本庁舎が良いのではないかというご意見がありました。これは、もう1つ、先程〇〇委員が言われたその他の権利擁護・成年後見センター等々や、他の機能との整理を市でしていただくのが必要なのかなと、重なり合う部分が大分あるので、今流行の見える課ではないですが、ここの部署のこの係このセンターはこういう業務をしており、こことここは関係がこうだということを是非、事務局の方でこれから先に整理する形でやっていただくと我々も非常にわかりやすくなると思います。(5)の職員の職種・配置についてと(6)の予算(財源)について、(7)その他とありますけれども、この3項目についてご意見があったらまた聞かせてください。これは、29年度までに作るという予定で考えていてよろしいのですよね。今回で決めるわけでもなくて、次回か次回以降の全体会議に少し詰めたものを出していただいて、また意見を出して、時間をかけながら良い物を作ってください、それから市の方ではいろんなものを整理していただくということで、この協議事項についてはここで終了したいと思います。次の3番目の地域自立支援協議会における課題への提案に係る意見について、これは前回事務局から提案されたことですが、改めて事務局から説明をお願いします。

事 務 局
議 長

(資料に基づいて説明)

第2回の時に事務局の方から提案がありまして、これはどういう意味を持つのかと質問があったかと思います。どういうことかということ、市の方でこういうことを取りまとめたので、これを運営会議、それから専門部会でこれに基づいて検討してくれということで作ったのですかという質問があったと思いますが、あとで議事録を見ていただくとわかるのですが、そういうことではなくて、運営会議等でそれぞれ検討してきたこと、今検討していること、今後検討が必要なものを整理したということです。全体会議でもそれぞれ委員の方から改めて意見をいただきたいということが一つ、それからもう一つは運営会議も各専門部会も、それから今日お集まりの各団体の方でもこう言っ

たことについて、是非自分たちの内部でもいろいろ話し合っ
て、全体会議などに意見を出してくださいという意味での質問に
対しての答えがあったかと思うので、改めまして運営会議も各専
門部会も参考資料として進めていただきたいと思います。それから、
今日お集まりの各委員さんから、これについてのご意見、ご提
案等あればお願いします。これはサービス基盤の整備というこ
とで、1番目の生活の場確保のための取り組みということと、
2番目の日中活動の場確保のための取り組みと、3番目の就労
の場確保のための取り組みということで整備されておりますの
でそれぞれの提案についてのご意見、ご提案をよろしく願ひ
します。1番目の生活の場確保のための取り組みについてご意
見あればお願いします。

委員 生活の場確保のための取り組みということで、これほど市の
方でまとめるのは大変だったと思います。ありがとうございます。
社会保障審議会や障がい者部会の方で、障がい者の高齢化、
重度化に対応することが大事だということで話が出ているので
すが、グループホームの方は重度化に対応するようにして、軽
度の方は一人暮らしできるようにという話も出てきております。
かなり社会保障審議会でもそれはないだろうという話も出てい
たようですが、国の動きと言うのもありますので、グループホ
ームを増やしていただけることはありがたいですが、事務局と
しては国の動きを注視しながら、情報等ありましたら流してい
ただければと思います。

議長 ありがとうございます。今のことについて、事務局の方で
何か、確かに新聞にも載ってましたし、社会保障審議会の障
がい者部会、法施行3年後の見直し取りあたりで、この辺がまと
められて、たぶん今度の国家予算にかかってくるのではないか
と思います。その辺りで何か情報として委員の皆さんに提供で
きるようなことがあればいただきたいなと思います。

事務局 本日の参考資料として、今、国の方でも障害者総合支援法3
年後の見直し等を行っており、現在の国の動向ということで、
少し厚いのですが12月14日の国の社会保障審議会障害者部会
報告書の写しを添付させていただきまして、だんだん方向性
というものができてきたのかなというところです。今後も全体
会議など機会を捉えて国の情報、状況をご報告できるような形
で対応していければと考えております。資料の中身については、

まだ動いていく部分もあるので、新たな情報等、方向性が見え
ましたら、ご報告させていただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。事務局から本日配布された参考資
料は12月14日の報告書ということですね。行政的に言うと報
告書としての話は出来るけれどもそれが次の国会にかかってき
て国会を通過しないと行政的な政策はなかなか難しいと思うの
で、それに備えてではないですが、私たちは読み込んでおく必
要があるのかなと思います。時期が来たら良い情報を提供して
いただければありがたいと思います。他ご意見ありますか。

委員 (2)の保証制度について、提案の内容にあるのですが、こ
のことから賃貸住宅ではなく、障害福祉サービス事業（共同生
活援助）へ重点を移すことが必要かとありますが、保証人が見
つからないという話が先程もありましたが、なかなか一人暮ら
しができなくてというふうなことからグループホームという形
であれば地域に移ることができるのではないかという発想から
の提案なのかなと思うのですが、グループホームを希望される
方はそれで良いと思うのですが、一人暮らしを希望される方、
また別な暮らし、ご本人さんそれぞれ希望される地域移行とい
う捉え方をしますと、安易にグループホームとして入居すれば
保証人問題が解決することとはまたちょっと違うと思うので、
この点に関しましてはご意見を述べさせていただきました。また
提案の中でいろいろ出てきまして、あとは各部会で話し合っ
ているところもありますので、市の方の提案も踏まえて部会を
詰めていただけると良いのかなと思いました。

議長 ありがとうございます。一つの道だけではないということ
ですね。グループホームを希望するのであればそれで良いです
が、そうではない人までグループホームに押し込めておこなよ
ということですね。押し込めておかないで地域で一人暮らしを
する時にはそれを支えるためにどういったしくみを作るのかと
いう話ですよね。部会の方でもその点を踏まえていただければ
ありがたいなと思います。その他ご意見ありますか。では、2
番目にいきます。日中活動の場確保のための取り組み、生活介
護のことや短期入所、自立訓練、地域活動支援センターの話が
出ておりますが、ご意見ご提案をお願いします。

委員 質問ですが、地域活動支援センターのところで、提案として
コーディネーターの育成が必要かどうかと書いてあるのですが、

もう少し具体的に説明していただけるとありがたいです。

事務局 地域活動支援センターのコーディネーターの育成についてですが、地域活動支援センターは、いろんな障がいをお持ちの方も利用できるということなので、資料に記載してある聴覚障がいや親の会を含めた、地域で活動できる場づくりの支援についてというところでいろんな障がい者の方が入ってくる中でコーディネーターの育成が必要かどうかということでもあります。

議長 その他ありますか。では私から質問させていただきます。生活介護で提案の中で障害福祉サービス事業を主に実施する事業主体による参入困難な場合、介護関係事業者への積極的な働きかけ又は基準該当を促進すべきかというところの意味がよく分からないのですが、障害福祉サービスの事業者が高齢者分野の、例えばデイサービスもできるようにした方が良いということなのですか。

事務局 例で申しますと、生活介護の入浴の場合に、障害福祉サービスの施設の中で機械浴などを持っているところもあれば、持っていないところもある、そこで介護事業者でそういった設備が整ってあればもうちょっと障がい者の方が利用できる場所が増えるということで既存の障害福祉サービス事業者さんで対応出来ない部分、ニーズはあるけど対応出来ない部分について介護事業者の方に設備が整っていれば基準該当という形で障害福祉サービスを提供できるというような形で持っていければ良いかなということを含めて、介護事業者、障害福祉事業者の方がもうちょっと交流できればというような意味合いでございます。

議長 そうしますと、例えば通いで生活介護を受け入れる障害関係の事業所がいたったときに高齢者の方で基準該当すれば高齢者のデイサービスの利用できるようにならないかということですね。そうするとそれは生活介護や、いつも短期入所がいっぱいではなかなか利用できないという人たちも利用できるようにならないかということによろしいですね。

事務局 必要なニーズに対して今の資源、社会資源で対応出来ない部分、そこをうまく対応できるように持っていけないかなということでございます。

委員 今日配布されている社会保障審議会障害者部会の議論と相当大きく絡んでいる事項でして、常時介護を要する障害者支援についてという議論を障害者部会の中でかなり話し合いがされて

おりましていくつも絡みがあります。一つは65歳問題、もう一つは障害福祉サービスの自己負担の問題、それから、障害福祉関連予算、これは財務省から相当圧力がかかっている、現実には議論の中で直接お聞きしております。65歳問題は地域支援との絡みや本人の意向、家族の意向によっては、いわき市の場合は併用がありますが、地方自治体によっては完全に認められるところもあります。認めないところがどうしたら良いのかというと、障害福祉サービスの生活介護事業所が横にデイサービスの看板を上げれば良い、基準該当で良しとする、要は2枚看板ということ、国はどうやら進めていきたいというのが一つです。もう一つは自己負担、障害福祉サービスの自己負担というのは9割以上の方がほぼゼロです。この自己負担をいかに増やしていくか、財務省の考え方、圧力といいますか、それがあって少しでも介護事業の方に移っていただきたいと言うところが相当ここにはあるようです。現実にはこういった資料を提示して社会保障審議会障害者部会でも議論はすでにされています。この構成メンバーは名簿が37ページにありますが例えば全日本手をつなぐ育成連合会、知的障がい者親の会、こういったところからの意見も負担はやむを得ないという発言が相当あるようです。障がい当事者の団体、特に身障系の団体からも自己負担はもうこの状況下ではやむを得ないだろうということで今までのような年金だけで生活をしている人が自己負担を強いられないという現状が変わっていく中で介護にシフトと言う議論がされているようです。

議長

ありがとうございました。今の国の方のという大変ですが、障害者部会も踏まえて、これから国会にかかってくるかと思いますが、それは国の話ではないのだということです。いわき市に直結してくる問題なのでこの会議と同じように障害を越えて、障がい者の問題を一緒に考えていかないと良い仕組みはいわき市の中でなかなかできないのかなと、今改めて〇〇委員のお話から思いました。自分のところにあまり関わりがないなと思っても私も含め委員の方たちは関心を持っていただきたいと思えます。質問ですが、逆のこともできるのですか。例えば、2枚看板という話が出ましたが、障がい者関係の事業所、法人が65歳以上の方たちをこれからどうしようといったときに、20名くらいの建物を建てて、高齢の知的障がいの介護事業所という2

枚看板をあげることもできるということなのですか。そうするとその人は環境を変えずにそのまま事業所の支援を受け続けることができるのかなと思うのですが、65歳問題でいうと65歳になったら基本は介護の方にいきなさいよと、例えば知的障がいや精神障がいがあったときに環境が変わるということは本人にとってプラス面はなくて、むしろマイナス面が大きいのであれば、そういう方法もあるのかなと思って今聞きました。市の方で何かコメントありますか。

事務局 理論的には可能だと思いますが、まだ確定と言えないので、確認して次回の会議で報告したいと思います。

議長 また何か、資料等も含めてお知らせください。どの事業所、法人も高齢者の問題は抱えている問題だと思いますので、よろしくお願いします。もう一つ残っていますので、就労の場確保のための取り組みということで、資料に2つほど載っていますが、このことについて何かご意見、ご質問、ご提案があればお願いします。

委員 学校の現状なのですが、就労支援に向けて色々と生徒の方を指導していますが、なかなか間に合うかどうか、学校卒業時で就労までいくかどうかと言う生徒も何人かいます。そういう生徒に対して、就労支援事業所というのがあるのですが、その就労支援を受けるためには、その施設まで行かなくてははいけない、施設に行って施設の前に階段があるからもうだめだということがあります。今これだけ情報機器が発達していますから、別にそこに行かなくても在宅で受ける支援というのもあります。そういう形での支援を国の方は現在やろうとしている、ところがいわき市の方はまだそれについていけないのではないかという話があります。貴重な人材だと思います。働くことによって、支援を受ける者は少なくなるし、さらにはもしかしたら税金まで払って社会に貢献するようになっていく訳です。学校等を卒業した後に支援事業所の方とつなぐような方法を市の方で考えていただけたならありがたいなと思います。あと就労に関しては別に事業所に行かなくても、会社に行かなくても在宅でできるそういう方法もあります。そういうふうな道を探っていただけるのかどうか、位置づけるのかどうかと言う随分弱いような感じですが、もうちょっと積極的に市の方で考えていただければと思っています。

議長 ありがとうございます。いくつか今出たかと思うので、一つは市にまたお聞きしたいのですが、その前に〇〇委員から何かコメントあればお願いします。もうひとつは就労移行支援事業を行っている法人の方で何か意見があれば、またそれに対して市でご意見あればお聞きしたいなと思います。

委員 当法人でも移行支援事業所がありますが、なかなかハード面で先程おっしゃったように身体障がいをお持ちの方が通えるような環境が整っている事業所さんというのは少ないというよりはほぼないという実態ではあります。その辺の環境整備を整えられるような助成金などを各事業所も苦労して探したりというのは目にしております。在宅ワークに関しましては、障害者就業・生活支援センターとしましては、登録されている方々がかなり在宅ワーク、企業さんと直接契約を結んで個人事業主として社員としてお勤めになっている、インターネットで仕事をいただいて、ネットでお仕事を送り届けるというような環境設定をしたうえで就労している方が何名もいらっしゃいます。情報提供としましては、ちょうど本日から始まったところではありますが、ITの委託訓練事業と言うのを当法人の方で受けて実施して、スタートしたばかりなのですが、それはITのパソコンの基礎訓練の座学とその後の実習もご希望となれば基礎訓練後に企業に行って実習をして訓練をするという事業です。こちらは特別支援学校の方であれば、在学中の方でも認められるといった要件で、ハローワークさん申し込みで、今年度はもう締め切りをしてスタートしてしまったのですが、毎年そういった委託訓練を行っているところであります。

議長 障害者就業・生活支援センターさんではそういった意味で相談に乗ると言うことは当然ありますね。

委員 もうひとつ言い忘れてしまった事があるのですが、在宅でいたいということはトイレ介助と送り迎えとがこれは全て保護者の負担になってしまいます。保護者はもう働けないと言う状況になってしまうので、ぜひ在宅で支援を受けられるような仕組みを考えてほしいです。よろしくをお願いします。

委員 私もそう思います。加えて、生活介護事業所で今ほどおっしゃったように介護が必要な方も、例えば生活介護事業所であれば送迎があったり、介助をする仕組みがございます。さらに生活介護事業所でも報酬をもらえる仕組みがあっても当然良いわ

けなので、移行A型だけに限らず、そういった事業所があっても良いのかなと常々思っていたところです。

委員 就労の場ということで私ども法人は就労Bが2カ所ありますが、非常に重度高齢の方が対象です。こういう言い方は申し訳ないですが、生活介護事業所の対象者の方が割合的に多いのではないかと思います。ただそういった方々も働くといった大切さということを中心に、そこで生活できるだけの稼ぎを稼ごうと言うのは非常に難しい就労B2カ所ですので、ここの議論ですとどうしてもあまり入っていけない。しかも知的障がいということで身体機能的にはさほど問題がない、知的な障がいが多い、それと高齢化してきているということです。就労Aの問題というのは多分いわきにはないと思いますが、就労Aという問題も相当色んな場所から聞こえてきております。いわきは本当に健全な場だなと思います。

議長 ありがとうございます。今のそういう仕組みができないかなということなのですから、市から何かお話できるようなことがあればお願いします。

事務局 在宅での就労支援の仕組みということで、こちらの方でも情報不足と言うことがありますので、情報を集めて、なおかつ学校様、校長先生を訪問するなどして、生徒が必要としているニーズの把握や支援できる事業所へ繋ぐなど今後対応できるような形で進めていければとは考えております。

委員 時間が限られているので、入学して今の1年生だとしたら、あと2年間しかないので、早急にやっていただければありがたいと思います。

議長 ありがとうございます。事務局の方で1番最後の8ページの整備方針について、説明はあるのですか。

事務局 整備方針については、1番最後についておりますのは、28年度補助に対する方針なので昨年の全体会議の時にお示したものです。施設整備については、国庫補助等がだんだん少なくなっている状況もございます。その中で施設整備するにあたってどういったサービス、どういった機能に対して施設の整備を進めたら良いかということで、これについては毎年度年度末に方針を決めて全体会議に提出させていただいて、その中で翌年度社会福祉法人さん、NPO法人さんに公募制により募集をかけて、こちらの方で選定を行って補助事業者を決めていると

議 長

ころです。ですので、29年度に係る施設整備については、来年3月の全体会議において、方向性をお示しする考えであります。

次回の会議のときに、8ページの1番最後の留意事項についての方針というか、考え方を改めてご説明いただければありがたいと思います。(1)障害者支援施設の整備に関しては、真ん中を飛ばすと新たな障がい者支援施設の整備は行わないこととするということですが、真ん中を見ますと平成29年度までに施設入居者に12パーセント以上が地域に移行する、それから25年度末時点からの定員を4パーセント削減する、これは考え方としてはわかりますが、各法人がそれぞれ主体があるので、どうやって進めていくのか、各法人とどういうやり取りをするのかということをお話のときにお話いただかないと各法人は勝手に動かないと言ったらおかしいですが、なかなか進まないのかと思います。それから29年度末までですから、28年度、29年度と2年間しかないわけですから、地域生活移行も簡単に進まないところがありますので、各法人とどういう取り組みをするのかということをお話の会議などでお話いただければありがたいと思います。資料4の第3まで終わりました。協議事項の第4障害福祉サービスに係る条例等の改正について、資料5の説明をお願いします。

事 務 局
議 長

(資料に基づいて説明)

ありがとうございます。これは来年、年が明けてから条例改正してこういうことをやっていきたい、高齢者関係、介護関係の事業所を障がい者も通いのデイサービスで使えるようにするというところでよろしいですか。

事 務 局

主に精神、知的の方だと思います。生活介護の入浴サービスとかではなくて、あくまでの日常のルールや身だしなみなど、日常活動を行うにあたって必要なものを訓練するといったそういう形、簡単な作業といったものに対して介護事業所がサービスを行った場合に、基準該当自立訓練として総合支援法で認めると言いますか、障害サービスで認めるという形になります。

議 長

これは基準該当の自立訓練ですよ。自立訓練は大きく分けて生活訓練とリハ訓練の両方ともということですか。

事 務 局
議 長

そうです。機能訓練と生活訓練ということですね。

わかりました。そうするとこれが通ると利用できるところが増えるという解釈でよろしいですね。このことについて何かご

質問ありますか。よろしいですか。協議事項はこの4つで終わりです。その他と言うことでいわき市発達支援システムについて、こどもみらい部から説明をお願いします。

事務局
議長
委員

(資料に基づいて説明)

ありがとうございました。質問ありますか。

現在、自立支援協議会の中では児童療育部会という部会がございます。その中でもいわき市における発達が気になる子どものライフサポートなどの協議をしている中で児童療育部会とのリンクというか、自立支援協議会の部会の立場とこども家庭課さんとの兼ね合いをお聞かせいただければと思います。

事務局

先程申し上げましたとおり、子育てサポートセンターの職員が児童療育部会には当然入っておりまして、その中でもご説明は申し上げているとおりとなっております。

児童療育部会の対象は、障がいをはっきりしているお子さんを対象に検討している部分が多いかなと思います。障がい福祉に係るさまざまな事例を検討しているかと思いますが、発達支援システムの検討部会では福祉制度の対象にならない、クラスの中にいるちょっと気になるお子さん、グレーゾーンのお子さんも対象にしています。なので、児童療育部会ともリンクする部分が多いかなと思いますので、発達支援システム検討部会の内容を児童療育部会でも適宜共有していけたらと考えております。

議長
委員

ありがとうございました。その他ありますか。

今、〇〇委員からお話があったことを僕も気になっていたのですが、会長もおっしゃったとおり、国の方針が出て、市に下りてきて、これをやらなければならない、あれをやらなければならないとどうしても縦割りになってしまっているところがあって、いろんな協議会であったり委員会が立ち上がっていますが、横の連携やネットワークづくりは難しいのかなと思います。会長もおっしゃったように見える化や、一人の人間、住まいのこともそうですし、高齢化のこともそうですし、お子さんのこともそうですし、障がいのある方は障がいのことだけということは決してないので、本庁舎にある全ての課が関わってくると思います。そういった場合に障がいのある方はここに相談して、こういった制度があってという、わかりやすく説明できるものがあれば良いかなと思います。

議長 ありがとうございます。

委員 切れ目のない支援グループで、入学応援シートを作成するとなっていますが、現在就学前の保育所、幼稚園さんから小学校には全然情報がいってないということなのではないでしょうか。それから、各学校で小学校から中学校、中学校から高校への情報伝達は現在どのようになっているのか、お伺いしたいです。

事務局 保育園、幼稚園からは行く情報が当然ございますが、今回我々が考えているのは、そこプラス家庭の保護者も書く欄を設けるという形になっております。学校へ入学する時にまず健康診断がございまして、その時に全員にお渡しする、そして保護者が学校に伝えたいことがある、そう言うふうを感じる保護者の方は書いていただいて、幼稚園や保育園に持って行っていただいてそちらでも書いていただく、それを学校に提出するという流れを作っていこうかと思っております。

議長 ありがとうございます。よろしいですか。

委員 今のお話じゃなくてもよろしいですか。ボランティアとして関われると思ったのは就労支援のところ、今、私はある福祉施設に関わっているのですが、そこにパンを収めてくださるところがあつて、大好評で買いたいだけでも回数が持つてこれない、量も持つてこれないという事情が多分あるのかと思うのですけれども、持つてきてくれたら販売の幅が広がって、みんな待っているのだけれども何回も来てくれないということでボランティアが運んであげたりすれば良いのかなと思いました。おいしいパンで大好評のパンを作る事業所さんがあつてそれを販売する場所の増やし方とか、運ぶ職員さんがいなくて運べていないのかなと思いつながら聞いていました。

議長 わかりました。そう言う時はどこに相談すれば良いのですか。

委員 ボランティア連絡協議会で何か受け取れるかもしれません。私でも良いです。

議長 そういふことですので、ぜひ覚えておいて何かあつたら〇〇委員に電話をしてください。最後のところが気になったのですが、児童療育部会でもサポートブックを活用して障がいのある方の記録をきちっと20歳以降もやっつていこうということで、こどもみらい部でやろうとすることがもしかすると重なるような部分が出てくるのかなと、ですからこどもみらい部である程度当然固めていかなくてはならないのだけれども、固まってから

というよりは途中で児童療育部会と情報交換の場を設けていただく完成してからもし良い意見があった時に組み込むのは大変だと思いますので、ある程度やわらかい時に児童療育部会の方と話し合いをしていただければ、より良い物ができる、また重複しないで無駄な部分は省けるのかなと思いますので、参考にさせていただけたらありがたいと思います。以上でその他まで終わりましたので、これで第3回の自立支援協議会は終了したいと思います。本日はありがとうございました。

事務局 新妻会長ありがとうございました。以上を持ちまして、第3回いわき市地域自立支援協議会を終了いたします。

IV 閉会